

信託の最終計算に関する諸問題

矢部正彦

目次

1. はじめに
2. 最終計算義務の内容について
 - (1) 信託法第65条前段の意義
 - (2) 最終計算の内容
 - (3) 最終計算の報告方法及び承認を得る方法
 - (4) 最終計算報告の期間的範囲
3. 最終計算承認による「受託者の責任解除」についての検討
 - (1) 規定の沿革
 - (2) 信託法学説，改正試案等
 - (3) 他の諸法制等における責任解除
 - ① 民法（委任）
 - ② 商法（取締役，清算人）
 - ③ 破産法（破産管財人）
 - ④ 米国信託法リステイトメント
 - (4) 責任解除規定に関する私見
 - ① 責任解除の性質
 - ② 解除される責任の範囲
 - ③ 「不正の行為」について
 - ④ まとめ
4. おわりに

1. はじめに

信託の最終計算に関しては，信託終了時の規定として信託法第65条に規定さ

れている。即ち、「信託ノ終了ノ場合ニ於テハ受託者ハ信託事務ノ最終ノ計算ヲ為シ受益者ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第55条第2項ノ規定ヲ準用ス」とされており、後段の準用部分を読み替えると、「受益者カ信託事務ノ最終ノ計算ヲ承認シタルトキハ受託者ノ其ノ受益者ニ対スル責任ハ之ニ因リテ解除セラレタルモノト看做ス但シ不正ノ行為アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラス」ということになる。

このように信託法第65条では、信託終了時の最終計算義務（信託事務の最終の計算をなし受益者の承認を得べき義務）と、その最終計算を受益者が承認した場合の受託者の責任解除、という二つのことが規定されているが、「最終の計算」あるいは「責任の解除」などの具体的内容が、条文上は明確ではないと思われる。

また、営業信託の実務上では、どのような信託においても最終計算手続が行われているが、その内容、方法等については、信託の種類に応じてさまざまな対応がとられているようである。

さらに、受託者の責任解除と関連して、株式会社⁽²⁾の取締役の責任解除規定（商法旧284条）が、昭和56年商法改正により削除されており、削除の理由として「取締役等の責任を解除する実質的な根拠が必ずしも明らかでなく、また解除の範囲についても必ずしも明確であるとはいえない⁽³⁾」ことが挙げられていることから、信託法における受託者の責任解除規定についても同様に、責任解除の範囲等について解釈上の問題が生じているのではないかと考えられる。

本稿では、信託法第65条に定める最終計算義務の内容、計算の承認方法等について、実務上の取扱いも踏まえ検討し、ついで、受託者の責任解除に関して、解除される責任の範囲、不正の行為の意味等の整理を試み、信託の最終計算を巡る諸問題について若干の考察を行いたい。

なお、文中意見にわたる部分は、筆者の個人的意見であることをあらかじめお断りしておきたい。

(1) 具体的には信託終了（法定信託の終了を含む）の時までに生じた信託事務処理

信託の最終計算に関する諸問題

に関する受託者の責任（松本崇「特別法コンメンタール信託法」294頁）。

(2) 規定上は「取締役又は監査役」であるが、以下の記述では取締役のみを対象とする。

(3) 「商法等の一部を改正する法律案逐条説明（昭和56年3月24日）」第1条65。

2. 最終計算義務の内容について

(1) 信託法第65条前段の意義

信託法第65条の前段は、信託事務の最終の計算をなす義務と、受益者の承認を得る義務との二つの定めに分けることができる。さらに細分化すると、①最終計算、②受益者の承認を求める行為(受益者への報告)、③受益者の承認の取得、という三段階に分解できよう。

このうち、第一・第二段階の「最終計算」及び「受益者への報告」については、財産管理制度に関して一般法的地位にあるとされている委任法においても、「受任者ハ委任者ノ請求アルトキハ何時ニテモ委任事務処理ノ状況ヲ報告シ又委任終了ノ後ハ遅滞ナク其顛末ヲ報告スルコトヲ要ス」（民法第645条）と顛末報告義務が規定されており、最終計算をしてそれを報告するという義務は、他人⁽¹⁾の事務処理を受任した者の基本的な義務であるといえよう。

一方、第三段階の「受益者の承認の取得」については、条文上「受益者ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス」とされているが、そもそも最終計算をして報告するという行為の前提には、その報告内容について受益者の承認を得ようとする意思があるものであり、「承認を求めることを要す」ということであれば妥当であるが、承認を得る義務まで受託者に課せられているとすべきであろうか。委任においても受任者に課せられているのは報告義務までであって、委任者の承認を得る義務までは規定されていない。

この点を考えるに、最終計算の報告を受けた受益者がそれを承認せず異議を申し述べるという場合には、受託者はその異議を払拭すべく説明に努め、それにもかかわらず受益者の承認が得られない場合には、受益者は受託者に対する責任追及を行うものであろう。それに対して、受託者が説明義務を十分尽くし

たにもかかわらず、受益者が特段の理由を示すことなく、単に承認を拒みつづけるというような場合も想定し得る。このような場合であっても、「承認ヲ得ルコトヲ要ス」とされていることから、受託者は引続き承認を求め続けなければならないようにも受け取れる。しかしながら、そこまでのことが受託者に要請されているとも思われない。「承認」自体は受益者の任意であると考えられるので、受益者に最終計算の承認を求めた、そこまでの行為によって最終計算義務は履行されたと解されるべきであろう⁽²⁾（当然、内容・方法ともに適正であることが前提である。不適正なものであれば、そもそも債務不履行となろう）。即ち、信託法第65条で「承認ヲ得ルコトヲ要ス」とされている趣旨は、最終計算を行ってそれに対する受益者の承認を求めなければならないという報告義務を定めたものであると考えられる。

- (1) 明石三郎「注釈民法(16)」180頁によれば、本条は善管注意義務に由来する義務の一つで、各国立法もこれをみとめ英米においても同様であるとされている。
- (2) 服部榮三「注釈会社法(6)」43頁は、商法第283条第1項で「承認ヲ求ムルコトヲ要ス」とされているのは、承認を求めて総会に付議するだけではならず、現実に総会の承認を受けるべきことを意味するとしており、そうであれば、両者は表現の違いだけで実質的には同旨となる。ただし、この場合に計算書類が客観的に見て適法、正当に作成されている場合に総会が承認を拒絶する場合は不当拒絶となり、取締役は同項の責任を解除されるとしている。

(2) 最終計算の内容

受託者は、どのような内容の最終計算（報告）を行うべきであるか。信託法第65条では単に「信託事務ノ最終ノ計算」とされているが、その内容については、信託事務の計算関係だけでなく、信託事務処理の全般的な状況が、明らかに⁽¹⁾されていることが必要である、と解されている。

ただし、受託者の行った信託財産の管理、運用等の信託事務処理のなかで、どの範囲までが最終計算報告の対象とされるべきであるかは、信託の種類によって、大きく異なるものであると思われ、信託目的や信託財産の管理・運用方法、

信託の最終計算に関する諸問題

あるいはそれに要するコストや受託者の守秘義務などにより総合的に判断されるべきものであろう。⁽²⁾

例えば、貸付信託をはじめとする元本補填契約、予定配当率制度を採用している合同運用指定金銭信託においては、最終計算報告の内容は予定配当率等による収益計算が中心であるし、一方、土地信託のような受益者と信託財産との関わりが比較的強固な個別信託においては、より詳細な内容が要請されよう。実務上も、賃貸型の土地信託の例を挙げれば、賃借対照表・損益計算書・利益処分計算書の他、資産・負債の科目毎の明細や収入・支出の明細、テナントとの賃貸借契約の内容等に亘るまで報告がなされているようである。⁽³⁾

(1) 松本，前掲書，293頁。

(2) 木村高明「信託のディスクロージャーについて」(信託法研究第12号)12頁。

(3) 中央信託銀行の例では概ね次のような報告書が提出されている(テナントビル事業の場合)。

- ①賃借対照表(信託財産残高表)，②損益計算書(信託財産収支表)，③信託利益金処分計算書，④付属明細書(資産・負債，損益の明細等)，⑤賃貸契約状況報告書，⑥賃料改訂状況報告書，⑦共益費改訂状況報告書，⑧清算終了契約報告書，⑨消費税明細書，⑩その他必要資料

(3) 最終計算の報告方法及び承認を得る方法

信託法上，最終計算の報告方法及び受益者から承認を得る方法についても具体的な定めはない。よって，信託行為において合理的な範囲で任意に定めることが可能であると解される。⁽¹⁾

いわゆる集団信託においては，受益者が不特定多数の一般大衆であり，事実上個々の受益者が独自に監督的権能を行使するのは困難な状況にあるといえ，そのような特性から，信託財産の状況や計算内容についての届出制度，公告制度など主務官庁による各種監督制度が，貸付信託法，証券投資信託法など特別法によって定められている他，実務上の取扱いにおいても，報告及び承認方法について工夫が凝らされている。⁽²⁾

この点に関して、三菱信託銀行松本崇氏が詳細に検討・分析されている（「貸付信託における最終計算の必要性について」⁽³⁾）。同氏によれば、「大衆から、信託目的を同じくする財産を集めて、一つの合同運用団で運用し、その成果を按分的に配分する集団信託においては、信託法第65条に規定する最終計算承認の意味は希薄になっており」、また「信託における計算・報告義務の内容は、基本的な部分についてはどの信託にも共通するが、計算・報告に関する、事務処理の進め方については、信託の種類によってかなりの差があり」、「受益者の承認を得る方法については、信託会社は信託契約書・信託証書の中で任意の方法を選択できる」とされており、集団信託の機能あるいは現状から見て、妥当な見解⁽⁴⁾であると考えられる。

実務上の対応の一例として、実績配当型の合同運用指定金銭信託（以下、ユニット型金銭信託という）を取り上げてみたい（以下の記述は中央信託銀行の例に基づく⁽⁵⁾ものである）。このユニット型金銭信託の信託約款では、信託の最終計算に関して「信託が終了したときは、受託者は最終計算書を作り、受益者の承認を得るものといたします」とし、「信託終了の場合、信託財産を交付した日から1か月以内に受益者が異議をとどめなかったときは、当該最終計算を承認したものとみなします」としている。この信託においては、満期時の信託財産の交付方法として、「受益者指定口座への振込」を採用しており、受益者の来店による交付を前提としていないため、信託財産交付時に個々の受益者から最終計算の承認を得る、ということが事実上困難である。そのため、最終計算書を郵送した上で、受益者がその内容を吟味する期間を1か月間とし、その期間が経過した時に受益者が最終計算を承認したものと見做す⁽⁶⁾としているものである。

この方法は、指定口座への振込という方法が、受益者の利便に適うものであり、かつ最終計算の検討期間として1か月間あり、異議申し述べ手段が確保されていると理解されるので、信託行為でこのような取扱方法を定めたとしても、受益者の最終計算承認権を阻害しない合理的な範囲にあり、信託法第65条の趣旨に合った方法であると考えられる。

また、「最終計算の承認」を形式的なものにせず実質を伴ったものとするた

信託の最終計算に関する諸問題

めに、最終計算の内容に応じてということになるが、受益者の検討のための猶予期間が必要となることもあるのではないか。最終計算の主たる内容が予定配当率等での収益計算である場合には、その場での受益者の承認が可能であろう。一方、個別信託において多様な信託事務処理の経過、顛末が記載されているような場合には、受益者はよくその内容を吟味して承認するか否かを判断する必要があると思われるため、相当程度の検討期間を設けるなり、あるいは信託終了に先立ち、最終計算の概要を事前に受益者に対し説明しておくなど、受益者の承認を形式的なものとしないうような方策がとられるべきではないかと考えられる。

- (1) ただし、信託業法施行細則第7条第1項第16号により、営業信託の場合、信託契約書・信託証書において「信託終了ノ場合ニ於ケル最終計算及其ノ報告ニ関スル事項」を定めておく必要がある。
- (2) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第11条に基づく大蔵大臣宛の信託業務報告。貸付信託について、信託約款承認申請時の「信託財産運用計画書」の提出（貸付信託法第4条）、同法第3条第2項第14号を受けて信託約款に定められる収益分配公告制度。証券投資信託について、信託財産に関する報告書、総計算書の大蔵大臣宛提出（証券投資信託法第19条）、同法24条による同報告書、総計算書の公告命令。担保付社債信託における信託事務終了時の総計算書の公告制度（担保付社債信託法第107条）等。
- (3) 信託110号32頁以下。なお、自動継続貸付信託における最終計算について、同氏「自動継続貸付信託に関する法律問題」（信託122号110頁～112頁）。
- (4) そのほか、集団信託の特質については、新堀富雄「集団信託における受益者保護の制度について」信託法研究第7号3頁以下、今村和夫「多数当事者間の信託関係について」信託法研究第8号79頁以下に詳しい。
- (5) 約款第12条。
- (6) なお、個人年金信託〔マイルート〕における最終計算承認に関する同様の規定について、中村薫「個人年金信託〈相互扶助型〉の商品概要」信託167号19頁。

(4) 最終計算報告の期間的範囲

最終計算報告において、期間的にどの範囲までを報告対象とするか、具体的には信託期間が長期に亘る場合に全期間の計算を示さなければ最終計算報告の要件を満たさないとされるかどうか。

信託法では、第39条で受託者の帳簿具備義務・財産目録作成義務及び第40条で受益者等の帳簿閲覧請求権を各々規定するのみで、信託期間中における計算報告義務については特に定められてはいない。したがって、信託期間中に計算報告がなされていない場合には、最終計算報告において、信託期間の当初からの通算での計算報告が当然必要であるが、実際の実務上は定期的な計算期日を定め、信託終了まで何度か計算報告がなされるのが通常である。このような場合、例えば半年ごと年2回ずつ決算が行われ、その計算内容が連続してその都度適切に受益者に報告されてきたような場合には、最終計算報告としてはその最終計算期間についての計算報告のみで足りる、即ち、既に受益者になされた期間中の計算報告と合わせて、一体で最終計算報告を構成していると考えられる。この旨を信託行為において明記していなくとも、定例的な計算報告があり、全体をあわせれば信託期間中の信託事務処理の内容が明らかとなるものである場合には、報告済の計算内容について省略する、あるいはその概略だけを報告するといった取扱いも妥当であると考えられ、実務上もそのような取扱いがなされている。⁽¹⁾

- (1) 信託契約書等に明記している例として、土地信託契約書第26条第2項、特定金銭信託約款第19条第2項、住宅ローン債権信託契約書（買戻し型）第12条第2項。（いずれも信託協会編「信託法令集Ⅲ」収録の契約書例。）
- (2) 金銭信託について、信託協会編「信託実務講座(2)金銭の信託(上)」251頁。

3. 最終計算承認による「受託者の責任解除」についての検討

続いて、受益者が信託事務の最終計算を承認したときに発生する「受託者の責任解除」について検討する。検討にあたっては、①責任解除の性質、②責任

信託の最終計算に関する諸問題

解除の範囲，③不正の行為の三点を中心に考察することとしたい。

(1) 規定の沿革

信託法立法時の経緯，議論等信託法立法資料⁽¹⁾によると，受託者の責任解除の規定（受託者更迭時及び信託終了時）は，大正7年9月19日附信託法案にはじめて盛り込まれ，その後は，ほぼそのままの内容で立法されているようである。

最終計算報告義務の規定は，信託法に先立つ担保附社債信託法等⁽²⁾にも見られるものであるが，受託者の責任解除規定が，この大正7年9月19日付信託法案に出現した経緯，その後の立法過程での議論の内容等については判明しなかった。

ただし，当時の商法では，定時株主総会における計算書類の承認による取締役の責任解除を定めており，「定時総会ニ於テ前条第1項ノ承認ヲ為シタルトキハ会社ハ取締役及ヒ監査役ニ対シテ其ノ責任ヲ解除シタルモノト看做ス但取締役又ハ監査役ニ不正ノ行為アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス」（第193条）としていたことから，その規定の仕方から推測するに，信託法における受託者の責任解除に関する規定は，この当時の商法の規定を参考に立法されたものではないかと思われる。

(1) 信託法立法資料については，山田昭「日本立法資料全集2信託法信託業法」が，数多くの資料文献により詳細な調査を行われており，本稿でももっぱら同書を参考にさせていただいた。

(2) 担保附社債信託法第107条。なお，初期の信託立法草案の中で，営業法規と実体法規を包摂する形式であった信託業法案に，信託事務終了時の計算書の交付義務規定（大正元年10月16日付法案第13条），あるいは信託事務処理の概況及び総計算の報告義務規定（大正6年11月7日付法案）が見られる。

(2) 信託法学説，改正試案等

信託法に関する学説では，受託者の責任解除の内容にまで言及しているものはあまり多くないものと思われる。

まず，入江説⁽¹⁾では，①責任解除の範囲については，信託行為によって受益者

に対して負担する債務即ち信託法19条の給付債務は勿論、管理の失当等一切の信託違反行為による責任まで含まれるが、解除対象としては計算書によって知ることのできる事項にとどまるとされている。②不正の行為とは、事実認定の問題であるとして、例えば、悪意による虚偽の計算書の作成、重要事実の隠蔽であるとされ、刑事上の制裁等を受ける行為は不正行為に明らかに該当するが、単なる債務不履行、信託違反は不正の行為には該当しないとされている。

(2)
一方、四宮説においては、まず、①責任解除の範囲は、本来の給付即ち信託行為による給付債務は含まれず、それを超える受託者の義務不履行による損害賠償責任に限定されるとされ、また、入江説と同じく計算書から知り得べき事項に限られるとされている。②不正の行為については、刑事上の制裁を受けるような不正行為と、承認を求める際に不正手段を用いることの両方が挙げられている。

(3)
さらに、信託法改正試案第4試案においても、一部改正が試みられており、第65条で準用する第55条第2項の責任解除の範囲について「計算書から知り得べき事項について」と限定するように変更されている。規定内容・解除の範囲の明確化という趣旨によるものであると思われる。

(1) 入江眞太郎「全訂信託法原論」449頁～450頁。

(2) 四宮和夫「信託法（新版）」351頁，283頁。

(3) 信託法研究第10号131頁。

(3) 他の諸法制等における責任解除

① 民法（委任）

民法の委任に関する規定では、前述のとおり、第645条において委任者の請求に基づく報告義務及び委任事務終了時の顛末報告義務が規定されているのみで、その報告に対する委任者の承認や受任者の責任解除については定められていない。そもそも報告義務自体が任意規定であり、明示または黙示の特約により軽減又は免除できるとされており、報告を省略することまでも可能と解されている。⁽¹⁾

②商法（取締役、清算人）

前述のとおり、商法においても株式会社の取締役の責任解除規定が存在した。この取締役の責任解除規定は、まず、明治32年の新商法によって新たに採り入れられ、次に昭和13年に改正が加えられ、最終的に昭和56年改正で削除されている。

明治32年商法では、第193条で定時総会における計算書類の承認による取締役の責任解除が新たに定められた。その立法理由としては、取締役に厳重な特別責任を負わせることに対応し、特に迅速な責任消滅原因を認め、責任を過重にしないことが衡平に合し、また、会社経営上適任者が取締役に就任することを躊躇しないために適当であることが挙げられている⁽²⁾。

これに対して、昭和13年改正では、この株主総会の承認が実際上手軽に行われており、容易に取締役が免責されていることを理由として、取締役の責任免除を株式総会の特別決議事項としたこととの関係から、計算書類の承認による責任解除規定については法案要綱段階では削除される方向であったとされているが、あまりに急激な変革になりすぎるということで結果的には削除されず、それまで「承認をなしたるときは」とされていたものが、「承認をなしたる後2年以内に別段の決議なきときは」と改正され、定時総会において計算書類の承認があってから2年以内に別段の決議がなければ、取締役の責任解除があったものと見做されるというように改正された⁽³⁾。

この改正によって、後述するように責任解除の法的性質を巡っていろいろな見解が出され、あわせて責任解除の範囲などについても学説の対立があり、通説的な見解を認め難い状況にあったとされている⁽⁴⁾。

このような状況下で、昭和56年改正では会計監査人の監査を受ける大会社については、一定の場合には定時総会による貸借対照表、損益計算書の承認を要しないとされたこと、また、改正の目的の一つに取締役の責任強化があったこともあり、この責任解除規定の性質、効果の不明確性を理由に削除されるに至った⁽⁵⁾。

なお、取締役に関連して、清算人の責任解除についてであるが、昭和13年改正で第427条2項が新設され、⁽⁶⁾清算事務終了の際株主総会で決算報告書について承認されたときは、不正の行為があった場合を除き、清算人の責任は解除されたものと見做すと定められ、この規定は昭和56年改正においてもそのまま据え置かれている。

取締役の責任解除を巡る⁽⁷⁾学説については、昭和13年の改正で特別決議による取締役の責任免除を規定したことに対応して、責任解除の要件として通常決議である計算承認決議だけでなく、その後の2年間という法定の期間的条件が付与されたため、責任解除の性質、範囲などについて学説上の対立を招来することになった。

まず、責任解除の性質に関しては、計算書類承認決議の付随的な法定効果とする書類承認効果説と、2年間の除斥期間あるいは時効期間の経過による効果と見る除斥期間説・時効期間説、取締役に対する一方的な損害賠償請求権の放棄とする請求権放棄説などの見解があり、また、責任解除の及ぶ範囲についても、計算書類により知りうる事項に限定する説、株主総会が調査により知りうるべき事項とする説、広く一切の事項に及ぶとする説、業務執行に関する合目的性判断に関する責任に限定する説、などの対立が生じており、さらに「不正の行為」の解釈についても、承認を受けるに際しての不正行為を含む説、含まない説の両方ある。

また、清算人の責任解除規定については、この報告の対象が最終計算、信託の終了時の規定ということで、受託者の責任解除と清算人の責任解除との関連も考慮する必要があると思われるが、昭和56年改正でなぜそのまま残されたのか、取締役の責任解除に対する考え方と違う観点があるのかどうか、この点は、改正の過程では明確な回答は示されていないようである。ただし、この点を、会社の清算結了の場合には会社が消滅した以上いつまでも清算人の責任を追及できる余地を残しておくことは、会社消滅という事実にとぐわないためとして⁽⁸⁾いる見解もある。

信託の最終計算に関する諸問題

③破産法（破産管財人）

破産管財人についても同様の責任解除規定がある。即ち、破産法では第168条第1項で、破産管財人はその任務終了の場合においては債権者集會に計算の報告をなすことを要すとされ、第2項でその計算について破産者、破産債権者、後任の破産管財人が異議を述べなかつたときはこれを承認したものと見做すとされている。条文上の定めとしてはここまでで、特に責任解除については触れられていないが、この承認の効果としては報告事項につき破産者、破産債権者、後任の破産管財人との関係で当該破産管財人の責任は解除されるとする見解が⁽⁹⁾多い。

ただし、これに対して、承認の効果としてはこれらの者に対する損害賠償または不当利得返還義務を発生させる原因事実の不存在を推定させるにすぎない⁽¹⁰⁾という見解もある。

④米国信託法リステイメント

最後に外国信託法における同様の規定の例として米国信託法リステイメント⁽¹¹⁾を取り上げてみたい。その第260条では「受託者は裁判所に対し信託事務処理の計算について、検査し承認することを求めることができる」とされており、裁判所の関与を前提に受託者の計算承認請求権が認められており、裁判所の承認があつた場合既判力によって受託者の責任は解除されるとされているようである。

また第172条⁽¹²⁾、帳簿の整理・提出の義務を定めた条項であるが、そのコメントdにおいて、ある特定の者による計算書の承認によって受託者は責任を免除されるとする旨の条項が設けられることがある、とされている。

(1) 明石、前掲書、180頁。

(2) 田中誠二「会社法詳論（下）」781頁。なお、法務大臣官房司法法制調査部監修「商法修正案参考書」によれば、その立法理由については、「本条ハ現行商法中ニ存セサル所ナリト雖モ株主總會ニ於テ前条第1項ノ承認ヲ為シタルトキハ其承認ノ効果如何ヲ定ムルコトハ甚タ必要ナリ蓋シ株主總會ニ於テ前条第1項ノ承認ヲ

為スモ尚ホ取締役及ヒ監査役ハ会社ニ対スル責任ヲ免ルルコトヲ得サルモノトセハ取締役及ヒ監査役ノ責任ヲシテ過度ニ重大ナラシメ到底其堪ヘ得ル所ニアラサルト共ニ株主總會ノ承認アルトキハ取締役及ヒ監査役ハ全ク其責任ヲ免ルルモノトセハ不正ノ行為ヲ為シタル取締役又ハ監査役ノ責任ヲシテ過度ニ輕カラシムルノ弊アリ故ニ本案ハ一方ニ於テハ承認ノ効果トシテ会社ニ対スル取締役及ヒ監査役ノ責任ヲ解除シタルモノト看做スヲ原則ト定メ他方ニ於テハ取締役又ハ監査役ニ不正ノ行為アリタルトキハ此効果ヲ生セサルコトト為シタリ是レ本条ノ規定ヲ設ケタル所以ナリ」とされている。

- (3) 倉沢康一郎「新版注釈会社法(8)」91頁。改正理由書では、2年間の別段の決議の定めをおいたことについて「蓋シ本案ニ於テハ取締役又ハ監査役ノ責任免除ハ總會ノ特別決議ニ依リ之ヲ為スコトヲ要スルモノトシタルニヨリ此ノ改正ヲ見タルハ当然ノコトナリトス」とされている（司法省民事局編「商法中改正法律案理由書（総則・会社）」155頁）。
- (4) 近藤光男「新版注釈会社法(6)」294頁。
- (5) 法務省民事局参事官室編「改正商法の概要」別冊商事法務50号47頁～48頁。
竹内昭夫「改正会社法解説（新版）」227頁～228頁。田中（誠），前掲書，781頁，元木伸「改正会社法逐条解説（増補版）」192頁。なお，北沢正啓「改正株式会社法解説」111頁では，解釈に争いがあったにせよ「この制度を全廃するまでの必要があったかは疑問である。」とされている。
- (6) 清算人の責任解除規定の立法理由については、「決算ノ承認アリタル場合ニ於ケル清算人ノ責任ノ解除ニ関シ規定ヲ欠クヲ以テ本条第2項ニ其ノ規定ヲ設ケ不正ノ行為アラザル限り清算人ノ責任ハ解除セラレタルモノト看做スコトトシタリ」とされている（前掲「商法中改正法律案理由書」244頁）。
- (7) 当時の学説については，服部，前掲書に詳しい。本稿でも以下の学説の分類等は同書50頁以下の記述によった。なお，紙数の制約もあり学説の詳細については省略する。
- (8) 須藤修「子会社の解散・清算手続の実務」381頁。
- (9) 斎藤英夫＝麻上正信「注釈破産法」861頁，砂山一郎「破産訴訟法」298頁，須藤正彦「注釈破産法」805頁他。
- (10) 岡村玄治「破産法要義」150頁。同書では，このように解する理由として，破産管財人が財団所属財産の一部を費消した上虚偽報告を行ったケースを想定し，そのような場合まで債権者集会で異議がなかったからといって破産管財人が免責

信託の最終計算に関する諸問題

されることはなく、異議権者が立証責任を負うものの実体法上の請求権を失うこととはないとしている。

- (11) 慶応義塾大学信託法研究会「米国信託法リステイトメント」信託121号97頁，
なお，大阪谷公夫「信託法の研究〔別巻〕信託法リステイトメント」490頁。
- (12) 慶応義塾大学信託法研究会，前掲論文，信託108号118頁。

(4) 責任解除規定に関する私見

ここまで、受託者の責任解除規定について、規定の沿革、信託法学説や類似の規定である取締役の責任解除規定の推移等を概観してきたが、これらを踏まえて、信託法第65条における受託者の責任解除規定をどう解するべきか私見をまとめてみたい。

①責任解除の性質

責任解除規定の検討に際して、具体的には責任解除の範囲、不正の行為の意味等をどう解するかが問題になるが、その前提として、責任解除の性質について、この規定の意義及び受益者の計算承認との結び付きの面から考えてみたい。

受託者の責任解除規定については、受託者の責任は信託法上厳格なものであるため衡平の見地からその責任の迅速な消滅を認めたものであると⁽¹⁾されている。一方、受益者保護をどう確保するかも信託法上大きな命題であり、受託者が容易・手軽に責任を免れてしまうということになるのであれば、それは、この規定の趣旨を逸脱するものであろう。したがって、最終計算書の承認という形式のみをとらえた無制限な責任解除ということは妥当なものとは考えられない。

しかしながら、責任解除の範囲を合理的な範囲に限定し、かつ計算書の精査・承認ということが適切に行われるとするならば、この責任の迅速な消滅という規定趣旨は現在でも妥当性を有するのではないかと、特に不当な結果を招くことはないのではないかと考える。

さらに、同様の理由により設けられていた商法の取締役の責任解除規定が削除されたこととの関連も考慮する必要もあると思われるが、商法が取締役の責

任解除規定を変質させ最終的に削除したことは、商法独自の理由、会社法の企業法としての特質によるもので、取締役の責任強化、少数株主の保護、代表訴訟制度等の政策的な理由からであると考えられる。特に多数株主、多数決原理を前提としている商法の団体法理からいうと、単独株主にも認められている代表訴訟制度と通常決議で取締役の責任を解除してしまうこととの不整合性等の矛盾を内包していたともいえる。

これに対して、信託においては、受益者が多数存在する集団信託については会社と類似する側面もあるが、多数決原理などの集団法理は導入されていないため、必ずしも商法と同じように考える必要性はないのではないかと思われる。即ち、集団信託であっても個別の受益者の最終計算に対する承認は、当該受益者についてしか効果を発生させないと考えられるので、承認をした個別の受益者との関係では受託者の責任が解除されるとしても特段の不都合は生じないものとする。仮に、集団信託において「多数決による最終計算の承認」の制度を導入した場合には、責任解除規定と関連して、少数受益者の権利保護をどうすべきかの検討が必要となる。

以上を踏まえ、責任解除の性質をどう考えるかであるが、以前の商法にあった2年間の別段の決議というような特別の要件もないため、条文を素直に解釈し、受益者の承認によって発生する効果、最終計算の承認に付随する法的な効果とみるのが相当であると思われる⁽³⁾。そして、その本質としては、信託の委任的側面から生ずる受託者の受益者に対する報告義務に由来するものであろう。即ち、最終計算書の承認という受益者の行為には、計算書から知ることのできる受託者の信託事務の具体的処理状況が、信託目的、信託の本旨に照らして正当性を有すると認めるといふ意思を内包するものではないか。そして、その受益者の承認のプロセスが適正である限りにおいて、「正当性の承認」の効果として、それに反する受託者への責任追及をなし得なくなる、その範囲で受託者の責任解除を発生させると解すべきである。

②解除される責任の範囲

責任解除の範囲については、不正の行為が除外されるとはいえ、それ以外の一切の責任が解除されると解することは、計算書の承認という行為を無意味にするもので、前述の責任解除の性質あるいは受託者の責任のあり方といった面から考えても妥当ではなく、当然に一定範囲に限定されるものであると考える。

どの範囲までを対象とするか。まず、入江説にあるような最終計算の承認によって確定した具体的な給付債務に関する責任については、最終計算承認と受託者の給付債務の履行は別問題であり、最終計算の承認によって受託者がその給付義務を免れるということは考えられないのではないか。したがって、四宮説のとおり、その給付債務を超える責任が解除される、換言すれば受益者は計算書の承認によって計算書に基づく給付請求権を超える請求ができなくなると解するのが妥当であると考えられる。

また、責任解除の本質を計算書に表わされた受託者の信託事務処理に対する正当性の承認による効果と解したことから、責任解除の範囲も、受益者が承認した内容すなわち信託法改正試案にあるように「最終計算書から知りうべき事項」に限られるということになる。

ただし、この「最終計算書から知りうべき事項」については、最終計算書の形式的な掲記事項に限定する必要はないのではないか。⁽⁴⁾ 前述のとおり、信託終了まで定例的に計算報告がなされていたような場合には、最終計算報告が最終計算期間のみを対象とするものであっても、それ以前の期間の計算報告内容についても最終計算報告を一体として構成することになると解されるので、それらについても併せて受益者の承認の対象となり、よって責任解除の及ぶ範囲にあると考えられるのではないか。

さらにいえば、定例的な計算報告でなくとも、個別の信託事務処理について事前あるいは事後にその内容が受益者に報告されていた場合で、その際に同意または追認という形式がとられていないようなケースも想定されるが、そのようなケースにおいて計算書の掲記事項以外に別途、受益者に対し報告されていた事項についても、信託終了にあたり承認するか否かの受益者の判断の対象と

なるべきではないか。最終計算書にそれらの事項も記載しておけばよいとも考えられるが、受益者に適切に報告、説明されていた事項については、いたずらに形式にとらわれることなく、受益者の妥当性の判断を経ることにより責任解除の対象とされてよいのではないかと考える。

そして、責任解除の範囲を受益者への報告事項と連結させることの意義として、受益者へのディスクロージャの充実に対するインセンティブも考慮することができると考える。

勿論、受益者への最終計算報告義務は、責任解除にかかわらず、受託者としての当然の責務であるものだが、責任解除の範囲と最終計算書の報告内容との結び付きがないということだと、極言すれば、最終計算報告義務から要請される最低限の報告内容に限定した方が、受益者からの責任追及の可能性が低くなる分だけ、受託者にとって有利であるといえないこともない。よって、受益者に対する報告内容の充実といった面からも、最終計算報告に対する受益者の承認の効果としての責任解除規定の意義を見い出すことができるのではないかとと思われる。

以上のことから、表現の妥当性は検討を要するが、責任解除の範囲については「最終計算書及びその他の報告書によって受益者に報告されていた事項、ならびにそれらの報告事項から知ることのできる事項」と解したい。

③「不正の行為」について

不正の行為の意味については、従来の信託法、商法等の学説から、最終計算の承認を受けるに際しての不正の手段、すなわち虚偽の報告あるいは悪意の隠蔽等及び信託事務処理に関する不正の行為の2通りの内容が導き出せる。

このうち、承認を受けるに際しての不正行為については、責任解除を受益者の承認の付随的効果とすれば、民法の意思表示の一般原則に基づき、それらの不正行為によって受益者の承認自体が有効なものではなくなり責任解除を発生させないとも考えられるが、前述の責任解除の性質からいって、承認を受けるに際しての不正行為についてもここでいう不正の行為にそもそも含まれると解⁽⁵⁾

信託の最終計算に関する諸問題

⁽⁶⁾
すべきである⁽⁶⁾と考える。

次に、信託事務処理に関する不正の行為であるが、入江説、四宮説ともにこれを「刑事上の制裁、過料の制裁に該当するような行為」と解しているが、そのような行為は違法性が著しく高いものであり、そのような限定は不正行為の範囲を狭く限定し過ぎるのではないかと考えられる。

不正行為の範囲が、質的に責任解除の範囲を決定するものである以上、不正の行為が何を意味するかは責任解除制度の趣旨に照らして決められるのが適当であろう。この制度は、信託法上受託者の責任が厳格なものであることに対応して、衡平の見地からその早期の責任消滅を認めた趣旨である。したがって、違法性の著しい責任についてはこのような迅速な責任消滅ということは要請されないであろうし、その存続を認めても受託者にとって酷であるともいえない。不正の行為として責任解除の対象から除外すべきは、このような違法性の著しい責任であると解すべきではないか。

受託者の義務違反については、軽過失から故意によるものまでさまざまな段階のものがある。このうち、違法性が著しいものとして不正の行為に該当し、責任解除の対象から除外されるべき行為とは、信託財産あるいは受益者に対する背信的行為と解すべきであり、具体的には悪意または故意により信託財産に損害を与える行為、及び受託者自身あるいは第三者の利得を図る行為であると⁽⁷⁾考える。

④まとめ

以上の検討を踏まえ、受託者の責任解除の範囲についての考えを要約すると、責任解除の及ぶ範囲は「最終計算書及びその他の報告書等によって受益者に報告されていた事項ならびにそれらの報告事項から知ることのできる事項」で、かつ「不正の行為すなわち悪意・故意による加害行為及び利得行為を除外したもの」となる。

(1) 四宮，前掲書，285頁。

(2) 今村，前掲論文，91頁。

- (3) 商法学説においても、「2年間の別段の決議」を定めた昭和13年改正前は、請求権放棄説と書類承認効果説に大別され、後者が多数説であったとされる（倉沢、前掲書、93頁）。
- (4) 形式にこだわらずという点からは、取締役の責任解除の範囲について「株主総会が調査により知りうる範囲とする説」（烏賀陽然良「取締役の責任解除」商法研究2、318頁～324頁）に近い考え方になる。
- (5) 四宮、前掲書、285頁。松本、前掲書、261頁。なお、商法においても通説・判例は、計算書類の承認を受ける際の不正行為は第284条但書の「不正行為」に該当するとする。
- (6) 承認を受けるに際しての不正行為について、例えば一部の重要事項を故意に隠蔽したような場合、当該事項に関する責任のみ解除されないと考える。しかし、そのように解すると、効果としては不注意で記載が脱漏した場合と同様の結果となり衡平を欠くことになる。最終計算報告は受益者の承認・受託者の責任解除の基礎となるものであり、その作成・報告に際して不正手段が用いられた場合は報告事項全体について責任解除が発生しないと考えるべきであろう。
- (7) この場合、重過失による責任を不正の行為に含めるべきか。取締役の責任解除において不正行為を悪意・重過失によるものと解する見解があり（服部、前掲書、62頁）、松本、前掲書、261頁でも受託者の責任について同様の解釈がなされている。

さらに、関連していわゆる免責約款について、大阪谷、前掲書（下）、471頁は、信託約款の免責条項を、受託者は他人の信頼を受けて財産管理を行う者であるから、重大な過失まで免責せしむる特約は法の精神に反するとし、また民法上免責約款の効力について重過失による責任を含めるか否かの争いがある（北川善太郎「注釈民法(10)」440頁以下）。

この点を考えるに、信託の信認関係から鑑みて、最終計算の承認だけで重過失による責任の一切が解除されるとするのは行き過ぎとなろう。ただし、前述の責任解除の性質に対する理解、解除される責任の範囲を受益者に対する報告事項に限定したこと、あるいは過失の軽重に関する判定には実際は困難が伴うものと思われること、などから最終計算の承認という事実を尊重し、当該事項について、過失があったことが客観的に判断しうる程度まで詳細な報告がなされていた場合には責任解除の対象とされてよいのではないかと考える。

4. おわりに

大正時代の信託法制定時と現在とでは、信託制度を取り巻く環境は大きく異なっており、現在は信託制度も営業信託中心でより高度化・複雑化しており、それに対応して受託者の責任のあり方もより厳格に解すべきであろう。しかし一方では、いわゆる信託商品といわれるものも多様化しており、様々なものが創り出されている。実務界にあっても、従来からの貸付信託等のある意味では預金類似の金銭信託中心から、完全実績配当型の金銭信託や有価証券の運用のための信託、事業執行型の土地信託、あるいは最近の資産流動化信託の進展等、そのバリエーションは大きく拡がってきており、今後ますます拡大していくものと予想される。

このように、一方では受託者の責任の強化・厳格化の要請があり、もう一方では多種多量の信託を受託し大量に信託事務を遂行していくなかで、その厳格な責任に鑑み迅速な責任消滅・過重な責任の軽減という責任解除制度の立法趣旨もそれなりに意味を有するのではないかと考え、受託者の責任のあり方に関してこのような2つの方向からの考え方の調整をどのように図るべきか、現行の信託法第65条を前提に考えてみたいというのが、本稿において、最終計算、受託者の責任解除に関して検討したいと考えた契機であった。

本稿では、これらの点を踏まえて考察した結果、責任解除の範囲を受益者への報告事項と連結させることで、受託者の責任を安易に解除するといった不正な結果を招くことはないのではないかと結論に帰結した次第である。

本稿での検討が抽象論に終始してしまったことは否めない。具体的な事例に即した観点、あるいは消費者保護的な観点等からの検討の必要性も認識しているが、筆者の努力不足からそこまで至らなかったことは反省し、今後の検討課題とさせていただくことで御容赦願いたい。

(中央信託銀行業務部業務開発室調査役)

